



フェアレディZ 2025年モデル

第113回 定時株主総会 招集ご通知



2025年6月26日（木曜日）

午前10時

日時

（受付は午前9時15分より開始）



東京都品川区荏原四丁目5番28号

スクエア荏原

場所

「ひらつかホール」

日産東京販売ホールディングス株式会社

証券コード：8291

■ 決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件

<株主提案>

- 第3号議案 剰余金の処分の件
- 第4号議案 資本コストの開示及び資本コストを踏まえた関連当事者取引の情報開示に関する定款一部変更の件
- 第5号議案 自己株式の消却に関する定款一部変更の件
- 第6号議案 自己株式の消却の件

ネットで招集のご案内

本招集ご通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォンでも快適にご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8291/>



Provided by TAKARA Printing



証券コード 8291

2025年6月6日

(電子提供措置の開始日 2025年6月3日)

株 主 各 位

東京都品川区西五反田四丁目32番1号

日産東京販売ホールディングス株式会社

取締役社長 竹 林 彰

第113回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第113回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第113回定時株主総会招集ご通知」、「第113回定時株主総会関連資料」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.nissan-tokyo-hd.co.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「日産東京販売ホールディングス」または「コード」に「8291」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

ネットで招集

<https://s.srdb.jp/8291/>

なお、当日ご出席いただくほかに、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

■書面（郵送）による議決権の行使

同封の議決権行使書に賛否をご表示のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後6時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

■電磁的方法（インターネット）による議決権の行使

後記（6頁から7頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後6時15分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

議決権行使書の郵送とインターネットによる手続の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
※受付は午前9時15分より開始
2. 場 所 東京都品川区荏原四丁目5番28号
スクエア荏原「ひらつかホール」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第113期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第113期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第2号議案）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件

<株主提案（第3号議案から第6号議案）>

- 第3号議案 剰余金の処分の件
- 第4号議案 資本コストの開示及び資本コストを踏まえた関連当事者取引の情報開示に関する定款一部変更の件
- 第5号議案 自己株式の消却に関する定款一部変更の件
- 第6号議案 自己株式の消却の件

4. 議決権行使に関する事項

議決権行使書用紙による議決権行使の際に、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以上

-
- 議決権をご自宅からでも行使できるようインターネットによる議決権行使を導入しております。議決権行使のウェブサイトアクセスする方法に加え、議決権行使書用紙記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使コード及びパスワードを入力することなく簡便に行役できる「スマート行使」も併せて導入しておりますので、ご活用ください（詳細は6頁から7頁をご参照ください）。
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトへ修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

■ 事前に議決権を行使いただく場合



書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後6時15分必着



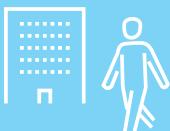
インターネットによる議決権行使

6頁から7頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後6時15分まで

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2025年6月26日（木曜日）午前10時

❗ ご注意事項

- ※株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。



「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォンでも快適にご覧いただけます。

以下のウェブサイト又は「QRコード」にアクセスしてご覧ください。
<https://s.srdb.jp/8291/>



議決権行使書のご記入方法のご案内

本定時株主総会におきましては、会社提案と株主提案の決議を行います。

第3号議案から第6号議案は同一の株主様からのご提案です。**当社取締役会はこれに反対しております。**

詳細は後記の「株主総会参考書類」をご参照ください。

当社取締役会の考えにご賛成いただける株主様におかれましては、**第1号議案から第2号議案に賛成、第3号議案から第6号議案に反対**の議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

●議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

会社提案にすべて賛成し、株主提案には反対される場合								
議案	第1号議案	第2号議案	（下の候補者を除く）	議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
会社提案	賛	賛		株主提案	賛	賛	賛	賛
	否	否			否	否	否	否

◎議決権行使書による議決権行使の際に、各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案につきましては「賛」、株主提案につきましては「否」の表示があったものとしてお取扱いいたします。

◎インターネット等により議決権をご行使いただく場合につきましても、上記の記入例をご参照のうえ、賛否をご入力ください。

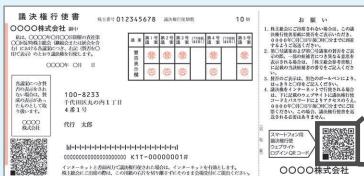


インターネットによる議決権行使のご案内 「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限 **2025年6月25日（水曜日）午後6時15分まで**

1. QRコードからスマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

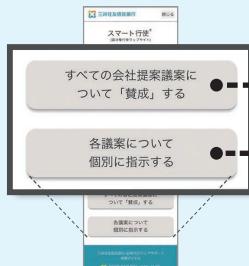


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

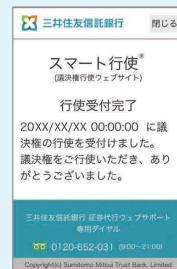
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

2. 議決権行使方法を選ぶ

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



4. 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



3. 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する右記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト

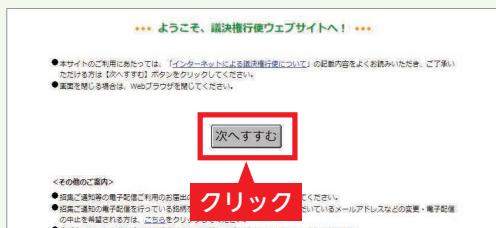
<https://www.web54.net>



議決権行使期限

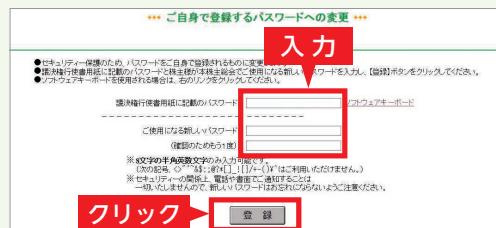
2025年6月25日（水曜日）午後6時15分まで

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



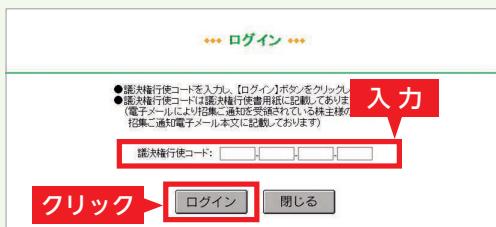
「次へすすむ」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「ログイン」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート ☎ 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第2号議案）>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を行うことを経営の最重要課題のひとつと認識し、成長性を確保するための内部留保にも考慮しながら、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

上記の基本方針にもとづき、期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金12円を含め、1株につき24円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 12円

総額714,946,992円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月27日

第2号議案

取締役7名選任の件

本總會終結の時をもって取締役全員（6名）の任期が満了となりますので、改めて取締役7名の選任をお願いするものであります。

その候補者は以下のとおりであります。

なお、当社では、長期にわたる安定した企業の成長と企業価値向上に取り組んでおり、当社の取締役には、これらを担え、実行できる高い知識・経験・能力を有していることを求めています。取締役候補者指名にあたっては、原則として、社長が提案を行い、取締役会に諮り審議・精査を行い、性別・国籍等の個人属性を問わず、経営に関する多様な視点、職務遂行に必要なとされる知識・経験・能力を有した適切な人物を指名いたしております。

決定におきましては、より高い透明性や客観性を持たせるために、社外役員が過半数を占める指名・報酬委員会を設置いたしております。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	再任 男性	たけ ばやし 竹林 彰	代表取締役社長 社長執行役員	15/15回 (100%)
2	新任 男性	きく ち 菊池 毅彦	専務執行役員	—
3	再任 男性	よね ざわ 米澤 領一	取締役 執行役員	15/15回 (100%)
4	新任 男性	たか はま 高濱 圭裕	—	—
5	再任 男性	えん どう 遠藤 健	社外取締役	15/15回 (100%)
6	再任 男性	はせがわ なお や 長谷川 直哉	社外取締役	15/15回 (100%)
7	再任 女性	こ ぐれ えり こ 小暮 恵理子	社外取締役	15/15回 (100%)

候補者
番号

1

たけ ばやし

竹林

あきら

彰

(1959年10月8日生)

再任

男性



所有する当社の株式の数
37,400株

取締役会への出席状況
(2024年度)
15/15回 (100%)

取締役在任年数
〔本總會終結時〕
6年

略歴、地位及び担当

1982年 4月 日産自動車(株) 入社
2003年 4月 (株)日産サテリオ島根 代表取締役社長
2006年 4月 日産自動車(株)マーケティング本部 エリアマーケティング部長
2007年 4月 同営業支援部長
2010年 4月 同国内M&S 業務部長
2011年 4月 同国内M&S 業務部長 兼 日産セールスウェイ推進部長
2012年 4月 中央日産(株) 代表取締役社長
2016年 4月 日産自動車(株) 日本営業本部副本部長
2016年 6月 日産自動車(株) 日本営業本部副本部長 兼 当社取締役
2018年 6月 当社 取締役 退任
2019年 4月 同副社長執行役員
2019年 6月 同代表取締役社長 (現在に至る)
同社長執行役員 (現在に至る)
2021年 7月 日産東京販売(株) 代表取締役社長
2023年 4月 同取締役会長 (現在に至る)

重要な兼職の状況

日産東京販売(株) 取締役会長

当社との特別の利害関係

竹林彰氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とする理由】

日産自動車(株)に入社以来、国内営業部門、国内自動車販売会社社長、リージョナルカンパニー社長を務め、2016年からは日産自動車(株)営業本部副本部長として国内自動車販売の旗振り役として活躍されてきました。2016年6月より2018年6月まで当社取締役、2019年6月より当社代表取締役を務め、優れたリーダーシップを発揮、業績向上に貢献してまいりました。これらの経験を踏まえ、当社の取締役としての職務を的確・効率的に遂行できる知識及び経験を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

きく ち
菊池

たけ ひこ
毅彦

(1968年8月31日生)

新任

男性



所有する当社の株式の数
4,200株

略歴、地位及び担当

- 1991年 4月 日産自動車(株)入社
- 2005年 4月 東風日産乗用車公司 市場部 副部長
- 2011年 4月 和歌山日産自動車販売(株) 代表取締役社長
- 2013年 7月 韓国日産 代表取締役社長
- 2017年 11月 タイムズモビリティネットワークス(株) 商品企画部長
- 2020年 4月 当社 理事
- 2021年 4月 同執行役員
日産東京販売(株) 執行役員
- 2023年 4月 当社 常務執行役員
- 2024年 4月 同専務執行役員 (現在に至る)
日産東京販売(株) 常務執行役員 (現在に至る)

重要な兼職の状況

日産東京販売(株) 常務執行役員

当社との特別の利害関係

菊池毅彦氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とする理由】

日産自動車(株)に入社後、国内自動車販売会社社長、韓国日産社長を務め、他社においてはモビリティ事業に関わる商品企画部長を歴任されました。2020年に当社入社後は、主に経営企画部門の責任者として強いリーダーシップで組織を牽引しグループ傘下にあった販売会社3社の統合に大きく貢献してまいりました。中長期的な経営視点で当社の取締役としての職務執行を的確・効率的に遂行できる知識及び経験を有していることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

よね ざわ
米澤

りょう いち
領一

(1961年2月6日生)

再任

男性



所有する当社の株式の数
32,400株

取締役会への出席状況
(2024年度)
15/15回 (100%)

取締役在任年数
〔本総会終結時〕
8年

略歴、地位及び担当

1984年4月 東京日産自動車販売(株) (現 当社) 入社
2012年4月 当社 経理部長 (現在に至る)
2015年4月 同執行役員 (現在に至る)
2017年6月 同取締役 (現在に至る)
2021年7月 日産東京販売(株) 執行役員 (現在に至る)

重要な兼職の状況

日産東京販売(株) 執行役員

当社との特別の利害関係

米澤領一氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とする理由】

当社入社後、人事部、企画室、経理部等の管理部門における経験を積んできました。現在は、当社の経理部門を担当し、グループ会社も含めた管理を行い、当社の収益基盤の強化に貢献してまいりました。当社の取締役としての職務執行を的確・効率的に遂行できる知識及び経験を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

たか はま

高濱

よし ひろ

圭裕

(1978年12月8日生)

新任

男性



所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位及び担当

- 2002年 4月 日産自動車(株) 入社
2014年 7月 裕隆日産汽車股份有限公司 事業企画部
シニアゼネラルマネージャー
2018年 4月 インドネシア日産自動車会社 経営企画部 ディレクター
2021年 1月 日産自動車(株) 関東リージョナルセールスオフィス エリアゼネラル
マネージャー
2021年 4月 日産プリンス福島販売(株) 代表取締役社長
2023年 4月 日産プリンス神奈川販売(株) 取締役副社長
2025年 4月 日産自動車(株) 日本ネットワーク本部副本部長 (現在に至る)
大阪カーライフグループ(株) 取締役 (現在に至る)
日産大阪販売(株) 取締役 (現在に至る)
2025年 5月 日産ネットワークホールディングス(株) 取締役 (現在に至る)

重要な兼職の状況

- 日産自動車(株) 日本ネットワーク本部副本部長
大阪カーライフグループ(株) 取締役
日産大阪販売(株) 取締役
日産ネットワークホールディングス(株) 取締役

当社との特別の利害関係

高濱圭裕氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とする理由】

日産自動車(株)との情報共有、連携が強化継続されることを期待しております。海外および国内での出向経験が豊富で国内販売会社においては社長を歴任するなど販売会社経営にも精通しており、当社の取締役として経営への助言や業務執行に対する適切な監督が期待できることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

えん どう

遠藤

けん

健

(1954年3月3日生)

再任

社外

男性

独立



所有する当社の株式の数
11,000株

取締役会への出席状況
(2024年度)
15/15回 (100%)

取締役在任年数
〔本総会最終時〕
10年

略歴、地位及び担当

- 1976年 4月 安田火災海上保険(株) (現 損害保険ジャパン(株)) 入社
2010年 6月 同専務執行役員 東京本部長
2011年 6月 (株)ジャパン保険サービス 代表取締役社長
2014年 9月 損保ジャパン日本興亜保険サービス(株) 代表取締役社長
(合併による社名変更)
2015年 4月 同代表取締役会長
2015年 6月 当社 社外取締役 (現在に至る)
2015年 12月 S O M P O ケアネクスト(株) 代表取締役社長
2017年 6月 S O M P O ケアメッセージ(株) 代表取締役社長
2018年 6月 S O M P O ケア(株) (S O M P O ケアメッセージ(株)、S O M P O ケア
ネクスト(株)の経営統合) 代表取締役社長
2019年 8月 社会保障審議会 専門委員
2021年 6月 全国介護事業者政治連盟 副会長
一般社団法人全国介護付きホーム協会 顧問
2022年 4月 S O M P O ケア(株) 代表取締役会長 C E O
S O M P O ホールディングス(株) 介護・シニア事業 オーナー執行役
2024年 4月 S O M P O ケア(株) 相談役会長
S O M P O ホールディングス(株) 顧問
2024年 6月 公益社団法人全国有料老人ホーム協会 理事 (現在に至る)
2025年 5月 社会福祉法人伸こう福祉会 理事長 (現在に至る)

重要な兼職の状況

公益社団法人全国有料老人ホーム協会 理事
社会福祉法人伸こう福祉会 理事長

当社との特別の利害関係

遠藤健氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

損害保険ジャパン(株)及びその関係会社等における企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見並びに自動車販売業界への造詣をもとに、当社の経営全般の監督と助言を期待し、2015年6月に当社取締役に選任、当社の業績向上に貢献していただいております。
当社のさらなる成長のため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

は せ が わ な お や

長谷川 直哉

(1958年11月7日生)

再任

社外

男性

独立



所有する当社の株式の数
2,900株

取締役会への出席状況
(2024年度)
15/15回 (100%)

取締役在任年数
〔本総会最終時〕
4年

略歴、地位及び担当

- 1982年 4月 安田火災海上保険(株) (現 損害保険ジャパン(株)) 入社
- 2006年 4月 国立大学法人 山梨大学大学院 持続可能社会形成専攻准教授
- 2007年 4月 法政大学大学院環境マネジメント研究科 兼任講師
芝浦工業大学工学部 兼任講師
- 2008年 4月 中央大学大学院国際会計研究科 兼任講師
芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科 兼任講師
- 2011年 4月 法政大学人間環境学部人間環境学科 教授 (現在に至る)
- 2013年 9月 山梨県立大学国際関係学部 兼任講師
- 2020年 2月 (株)パネル 顧問
- 2020年 4月 サッポロホールディングス(株)
サステナビリティ・シニアアドバイザー
- 2021年 3月 岡部(株) 社外取締役 (現在に至る)
- 2021年 6月 当社 社外取締役 (現在に至る)
- 2022年 10月 (株)シルバーライフ 社外取締役 (監査等委員) (現在に至る)
- 2025年 5月 (株)レゾナックホールディングス サステナビリティアドバイザー (現在に至る)

重要な兼職の状況

法政大学人間環境学部人間環境学科 教授
岡部(株) 社外取締役
(株)シルバーライフ 社外取締役 (監査等委員)
(株)レゾナックホールディングス サステナビリティアドバイザー

当社との特別の利害関係

長谷川直哉氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

サステナビリティ経営、CSR、企業倫理及び企業家史等を専門分野としており、高い識見と専門性を有しております。企業人としての経験も有する学識経験者として豊富な経験を有し、当社の企業価値を高めるサステナビリティ経営についても貢献が期待できることから、当社のさらなる成長のため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

こ ぐれ え り こ
小暮 恵理子

(1958年5月22日生)

再任 社外

女性 独立



略歴、地位及び担当

1981年4月 中央宣興(株) (広告代理店) 入社
1990年4月 (株)電通プロックス 入社
2012年4月 P R O M O T E C 取締役
2017年6月 (株)電通テック 執行役員
2017年10月 P R O M O T E C 取締役社長 (兼務)
2022年3月 (株)電通テック 執行役員 退任
P R O M O T E C 取締役社長 退任
2022年6月 当社 社外取締役 (現在に至る)

所有する当社の株式の数

2,500株

取締役会への出席状況 (2024年度)

15/15回 (100%)

取締役在任年数

[本総会終結時]

3年

当社との特別の利害関係

小暮恵理子氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

(株)電通テックにおいて営業担当役員及びその関係会社 (P R O M O T E C) における取締役社長など会社経営者としての豊富な経験を有しております。また、海外勤務経験、(株)電通テックにおけるジェンダー平等プロジェクトの推進などの経験を有し、多角的に当社の経営全般の監督と助言が期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 遠藤健、長谷川直哉、小暮恵理子の各氏は社外取締役候補者であります。また、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 遠藤健、長谷川直哉、小暮恵理子の各氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって10年、4年、3年となります。
3. 当社は遠藤健、長谷川直哉、小暮恵理子の各氏との間で、それぞれ会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、高濱圭裕氏が取締役に選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2025年7月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としており、その他の内容につきましては、事業報告に記載のとおりであります。各候補者が再任または選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 取締役・監査役のスキルマトリックス[株主総会終了後の予定]

第2号議案が原案のとおり承認可決された場合の取締役及び監査役のスキルマトリックスは以下のとおりとなる予定です。

これまでの業務経験により専門性を発揮できる、もしくは、執行部門に対する必要な助言・監督が期待できる知見を有している項目に●を3つまで記載しております。なお、各氏の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

氏名		企業経営	専門性					
			マーケティング・営業	財務・ファイナンス	IT・デジタル／DX	人事・労務・人財開発	法務・リスクマネジメント	ESG・サステナビリティ
取締役	竹林 彰	●	●				●	
	菊池 毅彦	●	●		●			
	米澤 領一	●		●		●		
	高濱 圭裕	●	●	●				
	遠藤 健	●				●		●
	長谷川 直哉	●		●				●
	小暮 恵理子	●	●					●
監査役	立川 泰輔	●	●			●		
	近藤 勝彦						●	●
	山田 美代子	●		●	●			
	菅田 隆志	●	●			●		

<株主提案（第3号議案から第6号議案）>

第3号議案から第6号議案は、同一の株主様からのご提案によるものであります。

なお、株主提案の内容は、形式的な変更を除き、提案株主から提出された株主提案に係る書面の該当箇所（提案の理由は提出された内容）を原文のまま掲載したものであります。

当社取締役会としては、後述のとおり本株主提案に反対いたします。

第3号議案 剰余金の処分の件

[提案の内容]

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株当たりの配当金額（以下「1株配当」という。）として、101円から、第113回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく1株配当を控除した金額を配当する。

2025年3月期1株当たり純資産の100分の12について1円単位未満を切り捨てた金額から12円を控除した金額が101円と異なる場合は、冒頭の101円を、2025年3月期1株当たり純資産の100分の12について1円単位未満を切り捨てた金額から12円を控除した金額に読み替える。

なお、配当総額は、当社の第113回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第113回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第113回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

[提案の理由]

本議案は、1株当たり純資産の100分の12、すなわち株主資本配当率 Dividend on Equity（以下「DOE」といいます。）12%に相当する配当を企図しています。DOEとは、1株当たり

年間配当金額を1株当たり純資産で除して算定される株主還元指標です。なお、提案株主は当社の株主資本コストを12%程度と算定しています。また、当社は2024年12月3日に1株当たり12円の間配当を行ったため、DOE12%に基づき計算した金額から12円を控除しております。

当社の株価は、PBR（株価純資産倍率）1倍を大きく下回る水準にあり、これは株主資本コストに対し、当社のROE（自己資本利益率）が継続的に未達であることを示しています。このような状況を踏まえ、株主還元を通じて最低限のリターンを充足し、更に業績及び資本効率性の改善を図ることによって、PBR1倍以上の株主価値を実現することが期待されます。

【取締役会の意見】

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

当社は、株主の皆さまへの利益還元を行うことを経営の最重要課題のひとつと認識し、成長性を確保するための内部留保にも考慮しながら、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

また中期経営計画（2022年11月11日公表）で公表しておりますとおり、当社グループがこれまで以上に収益力を強化し、中長期的な成長力と安全・環境を中心とした持続可能性を高めるためには、取り巻く環境の変化にいち早く対応していくことが重要と捉え、「電動化リーダー」、「安全・運転支援技術」、「モビリティ事業」を柱とする3つの成長戦略を推進しております。その中で継続投資等に加えて、注力する領域において、内部留保も活用した300億円以上というこれまでの水準を大幅に上回る規模の投資戦略を着実に進めております。

2024年度（2024年4月～2025年3月）におきましては、株式市場において政策保有株式の保有見直しの動きが進む中、当社といたしましてもコーポレートガバナンスをさらに強固なものとするべく、約1,390万株の株式売出しを発表いたしました。株式売出しに伴い、資本効率の向上を図るとともに、将来の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的として、売出予定株式の内、7百万株については自己株式として取得することとし、約697万株の株式売出しを実施しました。これにより2024年度は株主の皆さまに対して、総還元性向にして103.8%の株主還元を実施いたしました。

本株主提案による議案は、DOE12%に相当する配当を企図する議案であるとされていますが、上述いたしました通り、当社は株主の皆様からお預りしている資本を有効に活用するべく、300億円以上の戦略投資を着実に進めているところであり、当社の配当額は、こうした中長期的な成長投資とのバランスを鑑みて決定しております。

本議案は、こうした当社の持続的な成長に向けた投資戦略の必要性を顧慮しない、専ら短期的な株主還元を要請するものであり、当社の中長期的な成長と株主還元のバランスの観点に立脚した、資本の活用策には合致しないものと判断いたします。

以上の理由により、当社取締役会といたしましては、本株主提案に反対いたします。

資本コストの開示及び資本コストを踏まえた関連当事者取引の情報開示に関する定款一部変更の件

[提案の内容]

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第8章 資本コストを意識した経営

第43条（資本コストの開示および資本コストを踏まえた関連当事者取引の情報開示）

当社は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）が2023年3月31日に要請した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に基づく最新の現状評価、方針・目標、取り組み・実施時期を記載したコーポレート・ガバナンスに関する報告書を、定時株主総会開催日の10週間前から8週間前までに同取引所に提出する。

②当社は、関連当事者との間で、取引内容が土地の取得、建物の取得または土地・建物の取得として有価証券報告書に開示される取引を行う場合には、当該取引に利害関係を有しない取締役が、取引金額に対して、前項に定める株主資本コスト又は加重平均資本コストを乗じた金額を上回るリターンが見込まれることを検証しなければならない。その上で、当社が当該取引を実行することを決定した場合には、当該決定から2週間以内に前記検証結果を東証の適時開示情報伝達システム（TDnet：Timely Disclosure network）を通じて公表する。

[提案の理由]

本議案は、当社において資本コストを実態に即した水準で認識すること、及びその認識を前提として、日産自動車株式会社との取引における不透明性の排除を図ることを企図しています。

当社が最後に資本コストを公表した2023年11月10日に、当社はエクイティスプレッドがプラスである、すなわち理論PBRが1倍を上回る旨を説明していますが、実際はPBR1倍を下回っています。そのため、当社が株主資本コストを実態よりも過小に想定していることが疑われます。

加えて、当社は2019年3月期から2024年3月期にかけて、日産自動車株式会社が議決権の92%を保有する日産ネットワークホールディングス株式会社から、総額約70億円に及ぶ土地・建物の取得を行っており、その結果、当社の土地の貸借対照表残高は270億円を超えています。このような不透明な取引が、当社の株主資本コストを引き上げる要因となっていることが懸念されます。

[取締役会の意見]

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

当社では、資本コストや株価を意識した経営を実践しており、現状分析や今後取るべき施策などの検討を具体的に進めているところであります。更に、会社の根本規範を定める定款に株主提案のような個別具体的な業務執行の内容を記載することは適切ではないと考えております。

また、関連当事者との土地・建物の取得に関しては、有価証券報告書に記載の通り、市場価格を勘案の上、交渉により価格を決定し、当社における適切な手続きを実行したうえで、土地・建物の取得を行っており、提案株主が指摘するような不透明な取引はありません。

当社の施設は地域の皆さまのカーライフにとって重要な役割を担っているものと自負しております。具体的には、コロナ禍において、公共交通機関の利用が控えられ、マイカーの利用が増加したさなか、店舗の営業を続け、整備等のニーズにお応えしてきたことがその一例です。このような役割を担っていることにも鑑み、土地・建物の所有者の変更による賃借人としての退去リスクを抱える賃貸借契約よりも、当社が購入し所有することの方が、当社の事業戦略上重要となる拠点で安定的に店舗運営等ができるかと判断し、購入を決定しております。加えて、賃貸借と購入それぞれの経済合理性も比較検討のうえ、店舗の収益力の向上等に資するものと判断した物件のみを購入しております。なお、当社の施設はその大半が賃借物件であります。所有する物件は重要性及び必要性に応じて所有に至ったものであり、現時点において今後積極的に増やす方針ではありません。

提案株主は土地・建物を取得する取引を実行することを決定した場合に株主資本コストや加重平均資本コストとリターンの検証結果を開示するよう要請していますが、個別取引にかかる当社の経営判断は、当該検証結果に限られるものではありません。また、個別取引にかかる当該検証以外の経営判断の情報も含めて全て開示することは、経営戦略上好ましい選択肢とさえないと考えます。

こうした個別具体的な業務執行の内容を会社の根本規範を定める定款に記載することは適切ではないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会といたしましては、本株主提案に反対いたします。

[提案の内容]

現行の定款第7条に、下線で示した文言を追加する。

第7条（自己の株式の取得および消却）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

②当社は、会社法309条1項に定める株主総会の普通決議をもって、自己の株式の消却（消却する自己の株式の種類および種類ごとの数の決定を含む。）を行うことができる。

[提案の理由]

前述のとおり、当社株価はPBR1倍を大きく下回る水準にあり、このような低い株価のバリュエーションのもとで自己株式を買収の対価として用いることは、既存株主に対する深刻な希薄化を招き、株主価値の著しい毀損に繋がります。したがって、現状のように市場評価が低迷している局面で、当社が自己株式を対価とする買収を実施しない方針を明確に示すために、10%にも上る自己株式を速やかに消却することを求めます。

【取締役会の意見】

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

当社は、自己株式の保有・消却については、当社の経営方針や外部環境の変化等を踏まえた資本政策の一環として、株式報酬やM&A等への活用へは機動的に実施できることが重要であると考え、会社法でも認められているように取締役会で決議することとしております。

更に、会社の根本規範を定める定款に株主提案のような個別具体的な業務執行の内容を記載することは適切ではないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会といたしましては、本株主提案に反対いたします。

第6号議案

自己株式の消却の件

[提案の内容]

議案「自己株式の消却に関する定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社が保有する全ての自己株式（株式給付信託として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）へ拠出している自己株式を除く。）を消却する。

[提案の理由]

議案「自己株式の消却に関する定款一部変更の件」の[提案の理由]に記載のとおりです。なお、株主提案の詳細については、つぎのウェブサイトURL又はQRコードをご参照ください。

ウェブサイトURL

日産東京販売ホールディングス（8291）の株主価値向上に向けて
<https://shiftnissantokyo.com/>

QRコード



【取締役会の意見】

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

当社が考える自己株式の保有・消却の方針は第5号議案に対する取締役会意見の通りであります。

従って、現時点において提案株主が求めるような自己株式の消却は必要がないものと考えております。

以上の理由により、当社取締役会といたしましては、本株主提案に反対いたします。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、地政学的リスクの高まりや、国内では物価の高騰等により、依然として不透明な状況が続いております。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、売上高は141,605百万円（前連結会計年度比7,366百万円減、4.9%減）、営業利益は7,412百万円（前連結会計年度比1,296百万円減、14.9%減）、経常利益は7,367百万円（前連結会計年度比996百万円減、11.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,312百万円（前連結会計年度比3,025百万円減、41.2%減）となり、営業利益・経常利益につきましては、前年度に次ぐ過去2番目の実績であり堅調な水準を維持しております。親会社株主に帰属する当期純利益の減少については、前年度において連結子会社株式の売却益を特別利益に計上した一時的な要因によるものであります。

新車登録台数に関しては、全国で前年同期比1.0%増、当社グループの主要販売エリアである東京都内では同0.3%増と微増傾向となりましたが、当社グループの新車登録台数は前年同期比9.0%減となりました。これは、電気自動車（EV）補助金の関係から、前年度上半期にEVの登録が一時的に集中していたことが主要因となっております。

そのような市場環境下においても、当社ではEV4車種、e-POWER車5車種をはじめとする充実した電動車ラインナップを背景に、個人リースの提案など当社の強みを活かした販売活動を推進し、受注台数と収益の確保に努めてまいりました。

中古車販売においては流通市場全体で在庫が不足傾向にあるなか、小売販売向上への注力による粗利確保と販売効率の向上、また、整備事業ではメンテナンス需要の着実な取り込み継続した結果、いずれも堅調に推移いたしました。

売上高

1,416億 5百万円

前期比
4.9%減



営業利益

74億 12百万円

前期比
14.9%減



経常利益

73億 67百万円

前期比
11.9%減



親会社株主に帰属する当期純利益

43億 12百万円

前期比
41.2%減



なお、セグメントごとの経営成績につきましては、2023年10月2日付でT C S株式会社(情報システム関連事業)の全株式を譲渡したことにより「自動車関連事業」の単一セグメントとなったことから当連結会計年度よりセグメント情報の記載を省略しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

日産東京販売(株)	東八三鷹店	新築
日産東京販売(株)	U-Carひろば鹿浜店	新築
日産東京販売(株)	ルノー練馬／アルピーヌセンター練馬	改装移転／新設
(株)車検館	青梅店	改装／新設
日産東京販売(株)	八王子店	新築
日産東京販売(株)	ピースステージ葛西	改装

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充 店舗建替えの工事を行っております。

③ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

日産東京販売ホールディングス(株)	旧井荻店	売却
日産東京販売(株)	新車のひろば三鷹店	店舗移転に伴う閉鎖
日産東京販売(株)	ルノー練馬	店舗統合に伴う閉鎖
日産東京販売(株)	ルノー小平	店舗統合に伴う閉鎖
日産東京販売(株)	八王子めじろ台店	店舗統合に伴う閉鎖
日産東京販売(株)	青梅中央店	店舗統合に伴う閉鎖

(3) 対処すべき課題

自動車業界は現在、カーボンニュートラル実現に向けた世界的な動きが広がる中、電動車の販売が拡大しており、この傾向は中長期的に継続するものと予測しています。当社は14年以上におよぶ電気自動車（EV）の販売経験によって蓄積したノウハウを持ち、また軽からSUVまでのEVに加え、e-POWER車も含めた豊富な電動車のラインナップを持っています。電動車市場拡大の潮流は、当社グループにとりまして、大きなビジネスチャンスにつながるものと考えております。

そのような中、当社グループにおきましては、新車販売・中古車販売・整備事業・保険事業等、カーライフのワンストップサービスを主とする自動車関連事業を中心に事業を展開しております。当社のお客さまを基盤とする安定したストックビジネスを土台に、当社の強みであるベストプラクティス（好事例）の推進によりグループ内のシナジーを深化させながら、収益の拡大を図ってまいりました。

当社グループではさらなる事業成長を目指し、2023年4月に、2026年度までの4ヶ年の中期経営計画をスタートさせました。

加速するCASEの潮流の中で、当社グループの強みを生かした3つの重点成長戦略「電動化リーダー」「安全・運転支援技術」「モビリティ事業」を推進するとともに、これまでにない大規模な投資戦略により、持続的な成長を目指しております。

中期経営計画2年目の2024年度を終えまして、各成長戦略は順調に進捗いたしております。財務目標（売上高、営業利益、ROE、配当性向、営業利益率）につきましても、計画前半の現段階で目標達成軌道に乗っているものと認識しております。引き続き、この3つの重点成長戦略を着実に推進し、持続的な成長に向けた確実性をさらに高めてまいります。

投資戦略におきましては、過去にない300億円の投資規模を計画し、2024年度までに223億円の投資をすでに決定しております。この投資は中期経営計画期間中の後半において、効果が実現するものと期待しております。成長に必要な投資については、300億円の枠にとらわれず、今後も積極的な投資を進めてまいります。

当社グループにとっての最重要課題のひとつは人的資本の充実と考え、多様な人財がやりがいを持って働ける環境づくりを進めており、人財への投資や人事諸制度の改定を進めるなど、多角的・包括的な施策を実施しております。

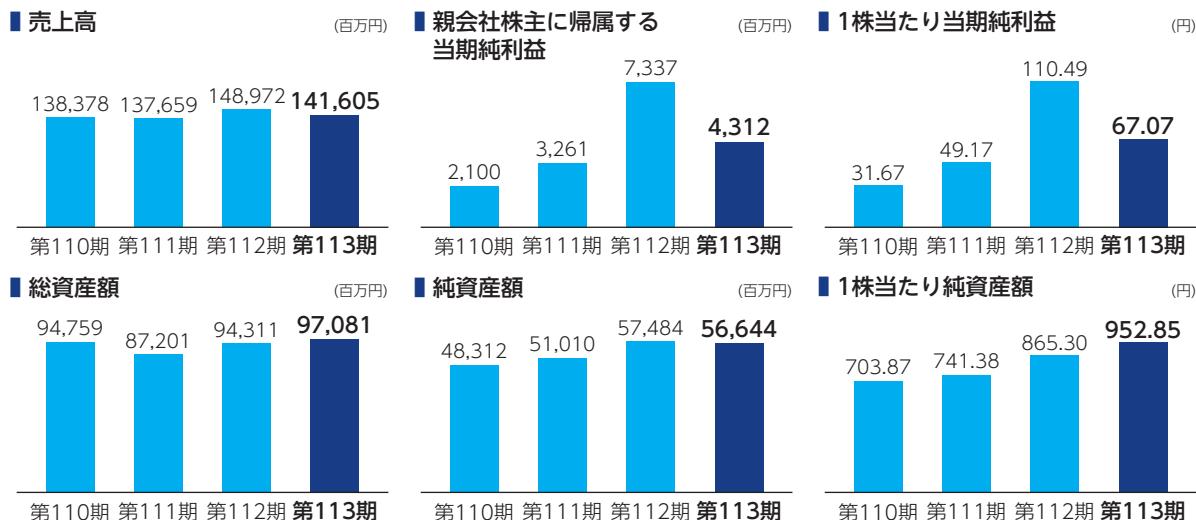
当社グループは、2023年11月に公表した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に則り、中期経営計画の重点成長戦略の遂行、投資の強化、IR活動の積極的展開、株主還元強化の取り組みを進めております。2024年度におきましては、自己株式取得により株主還元の強化を図りました。引き続き企業価値の向上に向けた様々な施策を実施してまいります。

中期経営計画（2022年11月11日公表）および「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」（2023年11月10日公表）の詳細は弊社ホームページをご覧ください。

(<https://www.nissan-tokyo-hd.co.jp/>)

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 110 期 2021年度	第 111 期 2022年度	第 112 期 2023年度	第 113 期 (当連結会計年度) 2024年度
売 上 高 (百 万 円)	138,378	137,659	148,972	141,605
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,100	3,261	7,337	4,312
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	31.67	49.17	110.49	67.07
総 資 産 額 (百 万 円)	94,759	87,201	94,311	97,081
純 資 産 額 (百 万 円)	48,312	51,010	57,484	56,644
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	703.87	741.38	865.30	952.85



(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

主 要 な 事 業
① グループ全体の統括・運営
② 自動車の販売、整備及びこれらに付随する部品、用品類の販売

(6) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

会社名	本社所在地	主な事業所数
日産東京販売ホールディングス(株)	東京都品川区	1
日産東京販売(株)	東京都品川区	新車販売店舗 105 ※うちルノー店舗 4 中古車販売店舗 18
エヌティオートサービス(株)	東京都大田区	11
(株) 車検館	東京都八王子市	9

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,626名	20名減

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
52名	6名増	51.1歳	18.8年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況 (2025年3月31日現在)

① 重要な親会社

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
日産東京販売(株)	95	100.0	自動車の販売、整備

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ 企業結合の状況

当社の連結子会社は、前記の重要な子会社1社を含め5社であります。

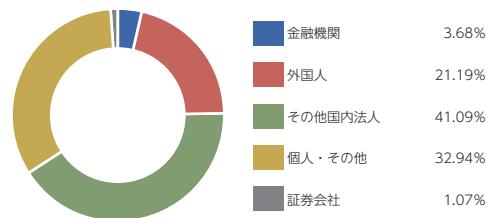
(9) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	3,258
株式会社三井住友銀行	2,943
株式会社三菱UFJ銀行	1,496

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 136,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 66,635,063株
- (3) 株主数 15,084名
- (4) 大株主

(ご参考) 株式の所有者別分布状況



株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日産ネットワークホールディングス株式会社	22,656	38.02
INTERACTIVE BROKERS LLC	2,599	4.36
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	2,215	3.71
株式会社アルファ	1,343	2.25
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	1,285	2.15
株式会社太洋商会	1,173	1.96
中央自動車工業株式会社	1,129	1.89
日産東京販売ホールディングス従業員持株会	1,123	1.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,007	1.69
MERCURY AIFLNP V.C.I.C. LTD	893	1.49

(注) 持株比率は自己株式 (7,056,147株) を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
竹林 彰	代表取締役社長	日産東京販売(株) 取締役会長
石田 寛之	取締役	日産東京販売(株) 監査役
米澤 領一	取締役	日産東京販売(株) 執行役員
遠藤 健	取締役	社会保障審議会 専門委員 全国介護事業者政治連盟 副会長 一般社団法人全国介護付きホーム協会 顧問 SOMP Oケア(株) 相談役会長 SOMP Oホールディングス(株)顧問 公益社団法人全国有料老人ホーム協会 理事
長谷川直哉	取締役	法政大学人間環境学部人間環境学科 教授 岡部(株) 社外取締役 (株)シルバーライフ 社外取締役（監査等委員）
小暮恵理子	取締役	—
立川 泰輔	常勤監査役	東京海上日動火災保険(株) 非常勤顧問
近藤 勝彦	監査役	弁護士
山田美代子	監査役	山田公認会計士事務所 所長 (有)シーズズパートナーズ 代表取締役 税理士法人 四季会計 代表社員 学校法人 女子学院 監事 (株)ハイパー 社外監査役
菅田 隆志	監査役	—

- (注) 1. 取締役遠藤健、同長谷川直哉及び同小暮恵理子の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役立川泰輔、同近藤勝彦、同山田美代子及び同菅田隆志の各氏は、社外監査役であります。

3. 監査役山田美代子氏は公認会計士としての資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役遠藤健、同長谷川直哉、同小暮恵理子、監査役立川泰輔、同近藤勝彦、同山田美代子及び同菅田隆志の各氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 当事業年度中に辞任した取締役は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況	辞任年月日
町田 修一	取締役	日産自動車(株)日本ネットワーク本部副本部長 兼 日本ネットワーク戦略部長 大阪カーライフグループ(株) 取締役 日産大阪販売(株) 取締役 日産ネットワークホールディングス(株) 取締役 鹿児島日産自動車(株) 取締役 日産福岡販売(株) 取締役	2025年3月31日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役遠藤健、同長谷川直哉、同小暮恵理子、監査役立川泰輔、同近藤勝彦、同山田美代子、同菅田隆志の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。また、取締役を辞任した町田修一氏とも、同様の契約を締結しておりました。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社及び当社子会社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の数 (人)
		基本報酬	成果・業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	98 (14)	74 (14)	23 (-)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	20 (20)	20 (20)	-	6 (5)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の支給人数には、2024年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
3. 成果・業績連動報酬には、株価連動型報酬制度の規程に基づく当事業年度末における将来の支給見込額2百万円が含まれております。

取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きは以下のとおりに定めております。

① 報酬等の決定に関する基本方針

- 企業価値向上に貢献できる優秀な経営陣を確保できうる報酬制度とする。
- ステークホルダーに対し、説明責任を果たしうる公正性・合理性のある報酬内容とする。
- 経営の監督を担う取締役は、十分な経営監督を行うのにふさわしい報酬内容とする。
- 業務執行を担う執行役員は、業務執行に対し、強い意欲を持つことができ、成果・貢献度を反映した報酬内容とする。

② 報酬等の決定プロセス

報酬制度については、経営会議に提案し議論した後、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しております。

また、個別の報酬額については、報酬制度に基づき能力評価及び目標の達成状況をもとに算定した個別の報酬額の提案を指名・報酬委員会で審議を行い、取締役会は決定方針との整合性も含めて指名・報酬委員会で審議内容を確認のうえ、個別の報酬額の決定を代表取締役社長竹林彰に一任する旨の決議を行い、決定しております。代表取締役社長に一任する権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、成果・業績連動報酬(月例報酬)の額及びポイント制の株価連動型報酬の付与ポイントの数であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長に委任することが最も適切であるためであります。また、当該権限が適切に行使されるよう指名・報酬委員会の審議に沿って決定することとしております。当該手続きを経て各取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 報酬制度

報酬は、役位ごとの職責に基づき能力を評価し支給する「基本報酬」（固定報酬）と、売上・利益等の目標に対する達成度合いに応じて支給する「成果・業績連動報酬」（変動報酬）にて決定しております。

また、取締役（執行役員兼務者含む）及び監査役の報酬総額は、それぞれ株主総会において決議された範囲内で決定しております。

なお、役員退職慰労金制度につきましては、2004年6月をもって廃止しております。

a. 取締役の報酬制度

業務執行を行わない経営監督を担う取締役は、「基本報酬」のみの支給としております。経営監督機能を十分に果たせる内容とするため、固定額とし、月次報酬として支給しております。

b. 執行役員の報酬制度

執行役員の報酬は、業務執行に対し、意欲的に業務執行ができ、高い成果や貢献度に繋げられる報酬内容とするため、「基本報酬」及び「成果・業績連動報酬」で構成しております。

「基本報酬」と「成果・業績連動報酬」の支給比率については、会社業績目標・個人業績目標の目標達成度合いや株価により変動しますが、事業計画の業績数値等の必達目標水準の場合には、社長については概ね7：3程度、それ以外の役員については、概ね8：2程度となっております。

また、「成果・業績連動報酬」については、基本報酬とともに月次で金銭で支給する報酬と、退任時の株価に連動し退任時に支給するポイント制の株価連動型報酬で構成されます。月次で金銭で支給する報酬は、前年度の会社業績目標及び個人別業績目標の達成の度合いに応じて決定します。会社業績目標は、会社業績との連動を図るべく事業計画の業績数値を必達目標とし、個人別業績目標は役員の職責に応じて個人別に目標を設定します。社長の場合、必達目標達成時には基本報酬額の22.5%、努力目標達成時には基本報酬額の45%、その他の役員の場合には、必達目標達成時には基本報酬額の15%、努力目標達成時には基本報酬額の30%とし、その目標の達成率に応じた金額となります。また、努力目標を大きく上回ったときや目標以外に会社業績に多大な貢献があったときには別途上乘せいたします。

ポイント制の株価連動型報酬は、中長期的な企業価値向上及び株式価値との連動を図るべく前年度の会社業績目標及び職責に応じた個人別業績目標達成度合いに応じて年間で一定ポイントを付与したうえで、退任（一定の重大な事由により解任された場合を除きます。）する執行役員が保有する累積付与ポイント数に退任日の直近6ヶ月間の当社株価終値平均を乗じた額を現金で支給することとなっております。

「成果・業績連動報酬」に係る会社業績目標は、事業計画の業績数値を必達目標としております。当事業年度における「成果・業績連動報酬」の額または数の算定の基礎として選定した会社業績目標は、2025年3月期連結売上高150,000百万円、同連結営業利益7,500百万円、同連結当期純利益4,500百万円であり、その達成状況は「連結損益

計算書」に記載のとおりです。

C. 監査役の報酬制度

監査役は、「基本報酬」のみの支給としております。監査機能を十分に果たせる内容とするため、常勤・非常勤を勘案した固定額とし、月次報酬として支給しております。

④ 役員の報酬等に関する株主総会決議

1990年6月26日開催の第78回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額26百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、月額3百万円以内と決議しております。なお、報酬総額の限度額のみを定めておりますので、対象となる役員員数は定めておらず、全役員が対象となります。

また、2020年6月23日開催の第108回定時株主総会において、退任時の株価に連動するポイント制の株価連動型報酬の年間付与ポイント総数の上限は4万ポイント（1ポイント＝1株相当）と決議しております。なお、このポイント総数の対象となる株価連動型報酬は業務執行取締役に適用されるものですので、当該定時株主総会終結時点で対象となる業務執行取締役の員数は4名であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係(2025年3月31日現在)

取締役遠藤健氏は、社会保障審議会の専門委員、全国介護事業者政治連盟の副会長、一般社団法人全国介護付きホーム協会の顧問、S O M P O ケア(株)の相談役会長、S O M P O ホールディングス(株)の顧問及び公益社団法人 全国有料老人ホーム協会の理事を兼務しております。

取締役長谷川直哉氏は、法政大学人間環境学部人間環境学科の教授、岡部(株)の社外取締役及び(株)シルバーライフの社外取締役を兼務しております。

監査役立川泰輔氏は、東京海上日動火災保険(株)の非常勤顧問を兼務しております。

監査役山田美代子氏は山田公認会計士事務所の所長、(有)シーズズパートナーズの代表取締役、税理士法人 四季会計の代表社員、学校法人 女子学院の監事及び(株)ハイパーの社外監査役を兼務しております。

なお、当社と社外役員の兼務先各社との間にはいずれも特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役遠藤健氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見並びに自動車販売業界への造詣をもとに、当社の経営全般の監督と助言・提言を期待されており、当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し適宜必要な発言を行い、当社のコーポレートガバナンスの強化、業績向上に貢献しております。また、同氏は、指名・報酬委員会のメンバーとして、役員 の指名や報酬等の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性の向上に貢献するとともに、サステナビリティ委員会のメンバーとして当社のサステナビリティ経営の推進に貢献しております。

取締役長谷川直哉氏は、企業人としての経験も有する学識経験者としてサステナビリティ経営等における高い識見と豊富な経験をもとに、当社の持続的に企業価値を高める戦略をはじめとした当社の経営全般の監督と助言・提言を期待されており、当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し適宜必要な発言を行い、当社の持続的な成長に向けた企業価値向上、およびコーポレートガバナンスの強化に貢献しております。また、同氏は、サステナビリティ委員会の委員長として当社のサステナビリティ経営の推進に貢献するとともに、指名・報酬委員会のメンバーとして、役員 の指名や報酬等の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性の向上に貢献しております。

取締役小暮恵理子氏は、会社経営者としての豊富な経験と、海外勤務経験、ジェンダー平等プロジェクトの推進などの経験をもとに、多角的に当社の経営全般の監督と助言・提言を期待されており、当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し適宜必要な発言を行い、当社のコーポレートガバナンスの強化、企業価値向上に貢献しております。また、同氏は、指名・報酬委員会のメンバーとして、役員 の指名や報酬等の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性の向上に貢献するとともに、サステナビリティ委員会のメンバーとして当社のサステナビリティ経営の推進に貢献しております。

監査役立川泰輔氏は、会社経営における豊富な経験と幅広い識見に基づく的確な監査を行うことが期待されており、その就任後に開催された取締役会11回すべてに出席し、また、その就任後に開催された監査役会10回すべてに出席し適宜必要な発言を行って、的確な監査を行い当社グループ経営の一層の適正化に貢献しております。

監査役近藤勝彦氏は、弁護士として企業法務をはじめ豊富な経験を踏まえた法令についての高度な能力・識見に基づく客観的な立場からの的確な監査を行うことが期待されており、当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会15回中15回すべてに出席し適宜必要な発言を行って、的確な監査を行い当社グループ経営の一層の適正化に貢献しております。また、同氏は、サステナビリティ委員会のメンバーとしてサステナビリティ経営の適正化に貢献しております。

監査役山田美代子氏は、公認会計士としての豊富な経験に基づく財務及び会計に関する相当程度の知見と、企業経営者や社外監査役の経験に基づき、的確な監査を行うことが期待されており、当事業年度に開催された取締役会15回中14回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会15回中14回に出席し適宜必要な発言を行って、的確な監査を行い当社グループ経営の一層の適正化に貢献しております。

監査役菅田隆志氏は、自動車関連における会社経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づく的確な監査を行うことが期待されており、その就任後に開催された取締役会11回すべてに出席し、また、その就任後に開催された監査役会10回すべてに出席し適宜必要な発言を行って、的確な監査を行い当社グループ経営の一層の適正化に貢献しております。

5 会計監査人の状況（2025年3月31日現在）

(1) 名称 アーク有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	43百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当該会計監査人から提出された新事業年度の「監査計画」の内容について吟味・検討し、「監査日数」と「報酬単価」を精査するとともに、従前の事業年度の職務実行状況や同業種同規模他社の報酬水準も合わせ検討した結果、提案の報酬額は妥当であると判断したためであります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社である日産東京販売(株)は、当社と同じくアーク有限責任監査法人が会計監査人となっております。
4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託し2百万円の対価を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、コンフォートレターの作成業務であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の解任または不再任の決定の方針について、以下のとおり規定いたします。

- ① 会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合
- ② 会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、当社の監査を適切に遂行することが困難と認められる場合

上記に該当する場合、当監査役会は会計監査人を解任または不再任とすることとし、必要な手続きをとることといたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、2011年4月28日開催の取締役会で以下の内部統制システムに関する基本方針を決定し、その後数度の改定を経て、2023年12月21日開催の取締役会において、一部改定いたしました。

その内容は以下のとおりであります。

内部統制システムに関する基本方針

1. 当社の取締役等及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 「グループ企業倫理規程」を定め、そこに示す行動規範、行動基準の実践を通して、グループ全体のコンプライアンス体制を構築する。

(2) 内部監査部門として執行部門から独立した「内部監査室」を設置し、当社及び子会社の各部・各拠点に対する定期監査及び臨時監査を実施する。当該監査結果はすべて、代表取締役を含む常勤の取締役及び監査役等をメンバーとする内部監査報告会（原則毎月開催）に報告するとともに定期的に取締役会に報告する。

(3) 内部統制システムの構築において重要視されるコンプライアンスの推進に当たって、その中核をなす機関として「コンプライアンス・賞罰委員会」を設置する。コンプライアンス・賞罰委員会は、当社グループにおけるコンプライアンス事案の分析及び賞罰案・再発防止策等の検討を行うとともに、当社グループ社員が遵守すべきコンプライアンスの根幹となるグループ企業倫理規程に則り、グループ全体への啓蒙教育、水平・垂直展開を推進することでコンプライアンスの浸透、定着を図る。

(4) グループ社員からの内部通報・提案窓口として、当社内に「N T H イー ジー ボイス」を、外部の第三者機関に「N T H コンプライアンスホットライン」を、それぞれ設置する。

(5) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「グループ企業倫理規程」において、行動規範、行動基準を示し、反社会的勢力に対しての利益供与はせず、不当な要求を受けた場合、毅然として対応し、一切関係を持たない。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、当社の主管部署では外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集に努める。

(6) 「開示委員会」を設置し、適宜開催し審議を行うことにより当社及び子会社の会社情報

を適時・適切に開示する体制を確立する。

2. 当社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役等の職務執行に係る情報については、その保存媒体に応じて、適切に保存・管理することとし、必要に応じて閲覧が可能な状態を維持する。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの種別ごとに所管部署を定め、適切なリスク管理を行い、経営に重大な影響を与える可能性があるリスクについては取締役会に報告し、必要な事項を決議する。不測の事態が発生した場合には、「グループ危機管理規程」に基づき、当社及び子会社にそれぞれ代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて外部アドバイザーチームを組織し、損害の拡大を最小限に止める体制を整える。

4. 当社の取締役等及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 執行役員制度を設け、取締役の監督のもと、委嘱された業務の執行にあたらせ、迅速な意思決定および権限・責任の明確化を図る。

(2) 当社及び子会社は、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。当社グループの経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に当社の執行役員等による経営会議によって審議し、その審議を経て取締役会において決議を行うものとする。

(3) 当社及び子会社の取締役会の決議に基づく業務執行については、各社の「業務分掌規程」及び「グループ稟議規程」において、責任、執行手続きを明確にし、その実行を確実なものとする。

(4) 当社グループは、「グループ稟議規程」を定め、業務執行に係る決裁権限及び子会社から当社への承認・報告事項並びにその手続きを明確にし、その実行を確実なものとする。

(5) 当社グループは、事業年度ごとの事業計画を定め、各社の達成すべき目標を明確にするとともに、取締役等は目標達成に向け責任をもって職務を執行する。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に関する事項の当社への報告に関する体制

(1) 当社グループは、原則毎月、当社の常勤の取締役及び監査役等と子会社代表者による代表者会議を行い、各子会社における業務執行状況等の報告を行う。

(2) 当社グループの「グループ稟議規程」に定められた事項について、子会社から当社への

承認申請・報告を行う。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社の監査役の情報収集、資料整備等を補助するため、監査役室を設置し、監査役補助者を任命することにより、監査業務の効率化を図る。
7. 当社の監査役の職務を補助する使用人の取締役等からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役の同意を得たうえで決定することとし、取締役等からの独立を確保する。
 - (2) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しない。
8. 当社の監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する体制
監査役補助者の監査役の職務の補助にあたっては、取締役等または組織の上長等の指揮命令は受けないこととする。
9. 当社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告するための体制、並びに子会社の取締役等、監査役及び使用人（またはこれらの者から報告を受けた者）が当社の監査役に報告するための体制その他当社の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社の取締役等及び使用人は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について、当社の監査役に適宜報告する。
 - (2) 子会社の取締役等及び使用人は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について、当該子会社の監査役に適宜報告する。この報告を受けた当該子会社の監査役は、当社の監査役にこれを適宜報告する。
 - (3) 当社の監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役等及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
10. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社の取締役等及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が、自らまたは当社の監査役からの求めに応じて当社の監査役に当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について報告を行ったことによる不利益な取り扱いは禁止する。ただし、故意または重大過失によって事実と反する報告を行った場合はこの限りではない。

11. 当社の監査役の監査費用に係る体制

当社の監査役が当社に対して監査の実施に係る費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、これを拒むことができない。

12. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役と定期的な意見交換を実施し、また内部監査部門との連携を図り、効果的な監査業務の遂行を図る。
- (2) 当社の監査役と子会社の監査役の定期的な意見交換を実施し、当社グループの監査業務の実効性を確保する。
- (3) 監査役からの要請がある場合は、関連各部署は必要な協力を行う。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制に関する体制を構築するために、「経理規程」等の社内規程を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の整備及び運用に係る基本方針」を策定し、この方針に基づき内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な運営を図ることとする。

14. IT全般統制

当社は、グループ全体の組織として、「情報セキュリティ委員会」を設置し、「IT全般統制ガイドライン」及びIT関連規程を遵守するための具体的方策の検討、実施計画、モニタリング及び評価等を行う。

※取締役等とは、取締役及び執行役員をいう。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役会は、15回開催し、取締役及び執行役員の職務遂行の適法性・妥当性を監督いたしました。取締役会には、取締役を兼務しない執行役員も出席し、取締役からの求めに応じて詳細な情報提供を行えるようにいたしました。また、その他の主な会議としては、指名・報酬委員会を3回、サステナビリティ委員会を3回、経営会議を43回、NTHグループ代表者会議を12回、コンプライアンス・賞罰委員会を6回、開示

委員会を5回、内部監査報告会を12回、情報セキュリティ委員会を2回とそれぞれ適切な頻度で開催いたしました。

- ② コンプライアンス・賞罰委員会において、年度の重点取り組み事項を定め、啓蒙活動を行うとともに、発生したコンプライアンス事案の再発防止策の有効性をチェックし継続的にフォローするなどコンプライアンスの推進を実施してまいりました。
- ③ 当社は、子会社の事業計画については当社の取締役会で承認するなど、子会社の事案に関しても、その重要性に応じて、「グループ稟議規程」等に基づき、当社内において、取締役会への付議、稟議決裁、社内報告等を行ってまいりました。
- ④ 内部通報窓口として、当社内に「NTHイージーボイス」を、外部の第三者機関に「NTHコンプライアンスホットライン」を設置しており、一定数の通報を受けました。受理した通報については、速やかに調査を行い、是正が必要な事案が発見されたときは、改善等を実施いたしました。
- ⑤ 自動車販売の際にお客さまから反社会的勢力との関係がない旨の表明・確約書をいただく取り組み、各店舗での暴力団排除宣言ステッカーの掲示、社内研修会の実施、情宣のためのワンポイント・ニュースの発信、新規取引先に対する外部サービスを利用した反社チェック等を実施して、反社会的勢力との関係遮断の徹底を図ってまいりました。
- ⑥ 事業継続計画の本部訓練において抽出された課題について対応策を検討し、BCPマニュアルに反映させ、事業継続計画の実効性の向上を図ってまいりました。
- ⑦ 当社は、監査役が当社代表取締役社長、社外取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見・情報交換会を実施する機会を確保いたしました。また、当社は、常勤監査役が取締役、執行役員、使用人の職務の遂行状況を監査できるように、主要な稟議書を常勤監査役に回付するとともに、NTHグループ代表者会議、コンプライアンス・賞罰委員会、開示委員会、内部監査報告会等の重要会議に出席する機会を確保し必要な場合は意見を述べられるようにしてまいりました。
- ⑧ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ会社各社の業務及び内部統制の監査を実施いたしました。特に、グループの中核を担う自動車販売会社については、新車・中古車の全店舗の業務監査を実施し、指摘事項については改善完了の確認を実施いたしました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	36,305	流動負債	26,708
現金及び預金	16,741	買掛金	10,755
受取手形及び売掛金	3,676	1年内返済予定の長期借入金	1,679
商品	12,755	リース債務	265
仕掛品	491	未払法人税等	813
貯蔵品	40	契約負債	5,958
その他	2,605	賞与引当金	1,362
貸倒引当金	△3	資産除去債務	683
		その他	5,189
固定資産	60,775	固定負債	13,727
有形固定資産	50,407	長期借入金	7,930
建物及び構築物（純額）	9,083	リース債務	3,303
機械装置及び運搬具（純額）	5,130	繰延税金負債	936
土地	30,065	役員退職慰労引当金	139
リース資産（純額）	5,506	退職給付に係る負債	823
建設仮勘定	160	資産除去債務	379
その他（純額）	462	長期預り金	142
無形固定資産	808	その他	72
のれん	541	負債合計	40,436
その他	266	純資産の部	
投資その他の資産	9,558	株主資本	50,958
投資有価証券	6,216	資本金	13,752
繰延税金資産	387	資本剰余金	248
退職給付に係る資産	1,141	利益剰余金	39,969
その他	1,864	自己株式	△3,011
貸倒引当金	△50	その他の包括利益累計額	5,686
		その他有価証券評価差額金	3,520
		退職給付に係る調整累計額	2,165
資産合計	97,081	純資産合計	56,644
		負債純資産合計	97,081

連結損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		141,605
売上原価		106,199
売上総利益		35,405
販売費及び一般管理費		27,993
営業利益		7,412
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	173	
受取手数料	309	
関係会社投資等損失引当金戻入額	44	
雑収入	51	579
営業外費用		
支払利息	125	
支払手数料	325	
雑損失	173	623
經常利益		7,367
特別利益		
固定資産売却益	167	167
特別損失		
固定資産除売却損	148	
減損損失	737	886
税金等調整前当期純利益		6,648
法人税、住民税及び事業税	2,158	
法人税等調整額	178	2,336
当期純利益		4,312
親会社株主に帰属する当期純利益		4,312

連結株主資本等変動計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当期首残高	13,752	248	37,455	△54	51,400
当期変動額					
剰余金の配当			△1,797		△1,797
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,312		4,312
自己株式の取得				△2,961	△2,961
自己株式の処分				4	4
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	2,514	△2,956	△442
当期末残高	13,752	248	39,969	△3,011	50,958

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	4,218	1,865	6,083	57,484
当期変動額				
剰余金の配当				△1,797
親会社株主に帰属する 当期純利益				4,312
自己株式の取得				△2,961
自己株式の処分				4
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△698	300	△397	△397
当期変動額合計	△698	300	△397	△839
当期末残高	3,520	2,165	5,686	56,644

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	18,568	流動負債	26,251
現金及び預金	16,662	1年内返済予定の長期借入金	1,679
前払費用	170	リース債務	222
短期貸付金	153	未払金	121
その他	1,581	未払費用	262
		未払法人税等	2
固定資産	56,463	預り金	23,448
有形固定資産	44,503	賞与引当金	12
建物及び構築物	7,945	資産除去債務	476
機械及び装置	28	その他	24
工具、器具及び備品	133	固定負債	13,068
土地	31,236	長期借入金	7,930
リース資産	4,998	リース債務	2,798
建設仮勘定	160	繰延税金負債	1,747
		役員退職慰労引当金	56
無形固定資産	249	資産除去債務	349
ソフトウェア	249	長期預り金	142
		その他	43
投資その他の資産	11,711	負債合計	39,320
投資有価証券	6,119	純資産の部	
関係会社株式	4,035	株主資本	32,191
長期前払費用	54	資本金	13,752
敷金	837	資本剰余金	241
差入保証金	663	資本準備金	241
その他	1	利益剰余金	21,209
資産合計	75,032	利益準備金	826
		その他利益剰余金	20,383
		圧縮記帳積立金	204
		繰越利益剰余金	20,178
		自己株式	△3,011
		評価・換算差額等	3,520
		その他有価証券評価差額金	3,520
		純資産合計	35,711
		負債純資産合計	75,032

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		12,233
売上原価		5,159
売上総利益		7,074
販売費及び一般管理費		1,245
営業利益		5,828
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	173	
関係会社投資等損失引当金戻入額	44	
雑収入	5	223
営業外費用		
支払利息	114	
設備賃借費用	20	
雑損失	24	159
經常利益		5,892
特別利益		
固定資産売却益	167	167
特別損失		
固定資産除売却損	47	
減損損失	26	74
税引前当期純利益		5,984
法人税、住民税及び事業税	△57	
法人税等調整額	112	55
当期純利益		5,929

株主資本等変動計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	圧縮記帳積立金	
当期首残高	13,752	241	241	646	207	16,224	17,078
当期変動額							
剰余金の配当				179		△1,977	△1,797
当期純利益						5,929	5,929
税率変更による積立金の調整額					△2	2	-
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	179	△2	3,954	4,131
当期末残高	13,752	241	241	826	204	20,178	21,209

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△54	31,016	4,218	4,218	35,235
当期変動額					
剰余金の配当		△1,797			△1,797
当期純利益		5,929			5,929
税率変更による積立金の調整額		-			-
自己株式の取得	△2,961	△2,961			△2,961
自己株式の処分	4	4			4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△698	△698	△698
当期変動額合計	△2,956	1,174	△698	△698	476
当期末残高	△3,011	32,191	3,520	3,520	35,711

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

日産東京販売ホールディングス株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 米 倉 礼 二
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村 瀬 征 雄
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日産東京販売ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日産東京販売ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

日産東京販売ホールディングス株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 米 倉 礼 二
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 村 瀬 征 雄
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日産東京販売ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人アーク有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

日産東京販売ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 立川 泰 輔 ㊟

監 査 役 近 藤 勝 彦 ㊟

監 査 役 山 田 美 代 子 ㊟

監 査 役 菅 田 隆 志 ㊟

(注) 常勤監査役立川泰輔並びに監査役近藤勝彦、山田美代子、菅田隆志は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

第113回定時株主総会会場ご案内図

開催日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時

※受付は午前9時15分より開始

開催会場

東京都品川区荏原四丁目5番28号
スクエア荏原「ひらつかホール」



■ 交通のご案内

電車／ 東急目黒線 武蔵小山駅 徒歩10分

東急池上線 戸越銀座駅・荏原中延駅 徒歩10分

都営浅草線 戸越駅（A3出口） 徒歩12分

バス／ 五反田駅西口8番のりば 東急バス 反11系統「世田谷区民会館」ゆき
「平塚橋」下車徒歩5分

（当会場には専用駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。）

スマートフォンやタブレット端末から右記のQRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。

